

壺岐市地域防災計画

(本 編)

令和2年6月修正

壺岐市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本理念	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	壱岐市の地勢と災害要因、災害記録	10

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

〈災害に強い施設等の整備〉

第1節	風水害に強いまちづくり	16
第2節	建築物等の予防対策	23
第3節	ライフライン施設等の予防対策	25

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第4節	職員の配備体制	26
第5節	情報通信連絡網の整備	29
第6節	相互応援体制の整備	31
第7節	消防体制の整備	32
第8節	医療救護体制の整備	35
第9節	緊急輸送活動対策	37
第10節	避難収容対策	40
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	46

〈防災行動力の促進〉

第12節	防災訓練の実施	48
第13節	防災知識の普及	51
第14節	自主防災組織等の育成	54
第15節	避難行動要支援者等の安全確保	56
第16節	ボランティアの受入れ	62
第17節	災害復旧・復興への備え	64

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	65
第2節	情報伝達体制の確立	75
第3節	災害救助法の適用及び運用	79
第4節	広域応援体制	86
第5節	自衛隊への災害派遣要請	89
第6節	県防災ヘリコプターの出動要請	94
第7節	労働力の確保	95
第8節	ボランティアとの連携	98

〈災害発生直前の応急対策〉

第9節	気象予警報等の収集・伝達	100
-----	--------------	-----

〈発災直後の応急対策〉

第10節	災害情報・被害情報の収集・伝達	108
第11節	広報体制の確立	114
第12節	水防活動	117
第13節	土砂災害等の防止対策	119
第14節	消防活動	122
第15節	避難の勧告・指示、誘導	125
第16節	救急・救助	132
第17節	交通の確保及び規制	134
第18節	緊急輸送	137
第19節	医療救護	140
第20節	避難行動要支援者等への緊急支援	142

〈救援その他の応急対策〉

第21節	避難所の開設・運営	145
第22節	食料の供給	149
第23節	給水	152
第24節	生活必需品の給与	155
第25節	防疫・保健衛生対策	157
第26節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	159
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	161
第28節	住宅の供給確保	164
第29節	文教対策	166
第30節	義援金品の受入れ・配分	170
第31節	農水産業災害の応急対策	171
第32節	ライフライン施設の応急対策	184

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	185
第2節	被災者の生活再建等への支援	189
第3節	産業復興の支援	199
第4節	激甚災害の指定	202

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

〈地震被害の想定と課題〉

第1節	地震被害の想定と課題	207
-----	------------	-----

〈震災に強い施設等の整備〉

第2節	地震に強いまちづくり	229
第3節	津波災害予防対策	233
第4節	建築物等の予防対策	235
第5節	ライフライン施設等の予防対策	237
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	238

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第7節	職員の配備体制	238
第8節	情報通信連絡網の整備	238
第9節	相互応援体制の整備	238
第10節	消防体制の整備	239
第11節	医療救護体制の整備	240
第12節	緊急輸送活動対策	240
第13節	避難収容対策	240
第14節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	240

〈防災行動力の促進〉

第15節	防災訓練の実施	240
第16節	防災知識の普及	241
第17節	自主防災組織等の育成	241
第18節	災害時要援護者の安全確保	241
第19節	ボランティアの受入れ	241

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	242
第2節 情報伝達体制の確立	243
第3節 災害救助法の適用及び運用	243
第4節 広域応援体制	243
第5節 自衛隊への災害派遣要請	243
第6節 県防災ヘリコプターの出動要請	243
第7節 労働力の確保	243
第8節 ボランティアとの連携	243

〈初動期の応急対策〉

第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達	244
第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	249
第11節 広報	249
第12節 水防活動	250
第13節 土砂災害等の防止対策	250
第14節 消防活動	251
第15節 避難の勧告・指示、誘導	253
第16節 救急・救助	253
第17節 交通の確保及び規制	253
第18節 緊急輸送	253
第19節 医療救護	253
第20節 災害時要援護者への緊急支援	253

〈事態安定期の応急対策〉

第21節 避難所の開設・運営	254
第22節 食料の供給	254
第23節 給水	254
第24節 生活必需品の給与	254
第25節 防疫・保健衛生対策	254
第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	254
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	254
第28節 住宅の供給確保	254
第29節 文教対策	254
第30節 義援金品の受入れ・配分	254
第31節 農水産業災害の応急対策	254
第32節 ライフライン施設の応急対策	254

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	254
第2節	被災者の生活再建等への支援	254
第3節	産業復興の支援	254
第4節	激甚災害の指定	254

第4編 事故災害等対策編

第1章 海上災害対策

第1節	災害予防計画	255
第2節	災害応急対策計画	258

第2章 航空災害対策

第1節	災害予防計画	261
第2節	災害応急対策計画	263

第3章 道路災害対策

第1節	災害予防計画	265
第2節	災害応急対策計画	266

第4章 危険物等災害対策

第1節	災害予防計画	269
第2節	災害応急対策計画	271

第5章 林野火災対策

第1節	災害予防計画	273
第2節	災害応急対策計画	275

第5編 資料編

1 防災関係基本資料

1-1	防災関係機関一覧表	278
1-2	彦岐市防災会議条例	279
1-3	彦岐市防災会議委員名簿	280

1-4	壱岐市災害対策本部条例	281
1-5	壱岐市消防組織の現況	281
2	協定関係資料	
2-1	九州・山口9県災害時相互応援協定	284
3	通信関係資料	
3-1	壱岐市消防本部無線通信管理規程	286
4	緊急輸送関係資料	
4-1	ヘリコプター発着可能場所	297
4-2	市所有車両	298
4-3	運送業者関係一覧	308
5	医療関係資料	
5-1	医療機関一覧	309
5-2	薬局一覧	311
5-3	医療救護所予定施設	312
6	避難関係資料	
6-1	指定緊急避難場所・指定避難所	313
6-2	福祉避難所	319
6-3	仮設住宅建設候補地	319
6-4	避難所運営マニュアル	320
7	危険箇所関係資料	
7-1	災害危険箇所	335
7-2	県指定災害危険箇所一覧	344
7-3	林地崩壊危険区域一覧	347
7-4	ため池一覧	351
7-5	危険物施設一覧	359
7-6	業態別防火対象物	363
8	物資・食料等関係資料	
8-1	救援物資の集積場所	365
8-2	食料等の調達・供給関係	365
8-3	建設資材業者一覧	366
9	衛生関係資料	
9-1	ごみ処理施設等	367
9-2	し尿処理施設等	367
10	遺体及び死亡獣畜等関係資料	
10-1	葬祭場	368
10-2	死亡獣畜等の処理場	368

11 救済関係資料

- 11-1 壱岐市災害資金貸付基金条例…………… 369
- 11-2 壱岐市災害資金貸付規則…………… 371
- 11-3 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 373
- 11-4 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則…………… 377
- 11-5 壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱…………… 381

12 文教・文化財関係資料

- 12-1 文教施設の現況…………… 386
- 12-2 文化財一覧…………… 388

13 報告関係資料

- 13-1 災害報告事務の状況一覧…………… 400

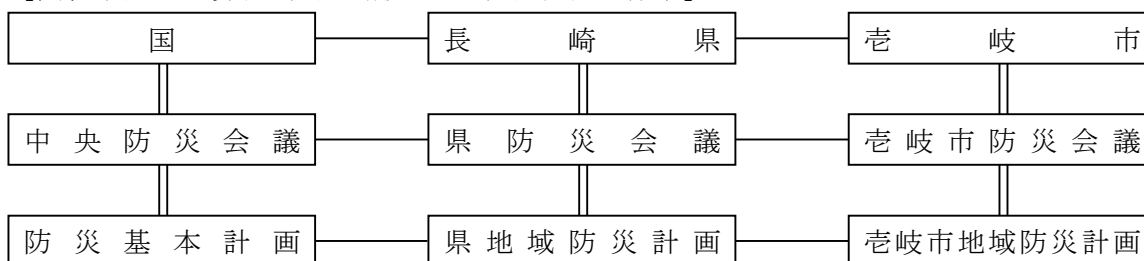
様式集

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、彦岐市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

【国、県及び彦岐市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画策定の前提

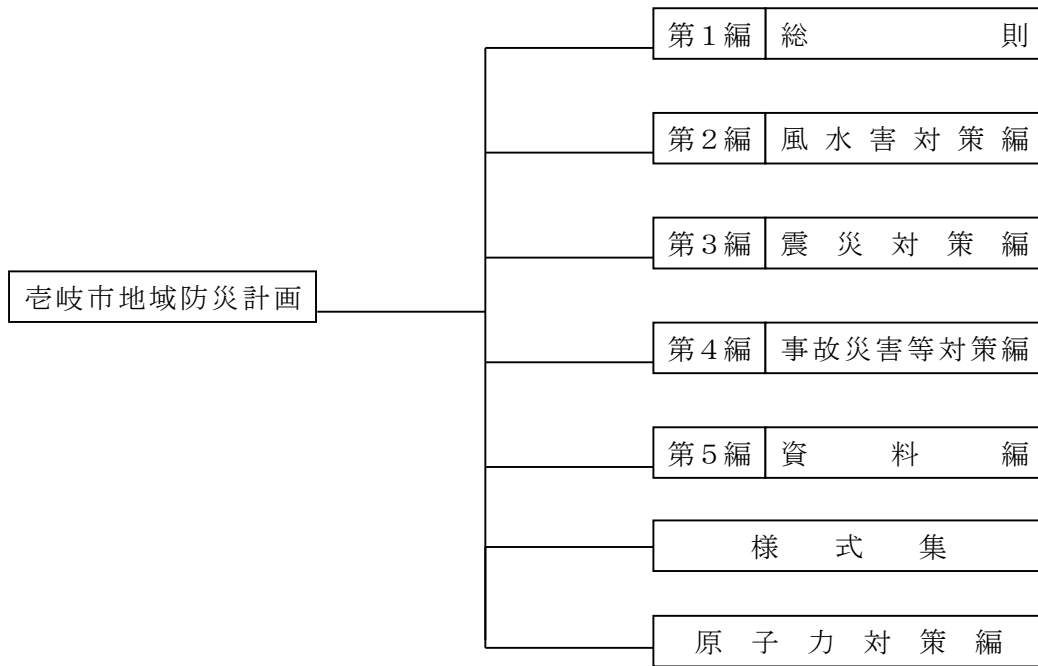
この計画は、彦岐市の過去における災害の経験を礎に、自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を、巻末に関連する様式集を掲げた。

尚、原子力災害対策編は、別途定めるものとする。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本理念

長崎県の北部壱岐島に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害など甚大な災害をもたらす気象現象に見舞われる可能性が大きい。

また、九州北部に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置になると北西の風が強くなり、積雪や低温による凍結等が予想され、交通障害や農産物等に被害が及ぶ。

さらに、離島のため地震による津波被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実強化を図っていく必要がある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がある。

1 風水害

本市における風水害は、集中豪雨による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

(1) 強 風

県内の気象官署における累年の最大風速の記録をみると、ほとんどが台風によるもので、中心が長崎県に近い所を通るか西側を通過したときに起きている。風速は、地形の影響が大きく気象官署の立地条件に左右されるので注意が必要である。

(2) 大 雨（集中豪雨）

大雨の原因は梅雨前線、台風、低気圧である。日降水量が100mm以上は大部分梅雨、台風期に起こっているが、重大な災害に結びつくおそれがある200mm以上の大雨には十分警戒する必要がある。1時間に100mmを超える豪雨が2時間も続いたり、梅雨前線が長期間停滞している場合は油断できない状況である。

(3) 台 風

国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、2010～2019年の平均値では25個で、そのうち4.3個が九州北部に、4.4個が九州南部に接近（上陸を含む。）している。

ア 高潮をもたらした台風

長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通過して北東に過ぎ去る場合の2つがある。また、高潮による被害の程度は台風の経路とともに満潮の潮時が重要な影響を及ぼす。有明海は満潮と干潮の差が大きく、顕著な高潮が発生しやすい。このため満潮時に高潮が重なると被害が発生する可能性が高い。また、県内の有明海と大村湾以外の地域でも満潮と干潮の差が大きいため満潮時に高潮が重なると被害が発生する可能性が高い。

イ 大波が打寄せる台風

長崎県で波のために大きな災害が発生するのは、台風が九州の西南海上からまともに長崎県に襲来するか、又は長崎県の西方海上を北上する場合である。そしてこのような場合の大波は、暴風が吹き出す半日か1日ぐらい前から沿岸に打寄せるのが普通であるため、台風が東シナ海に入ったら沿岸地方では早めに対策を準備することが必要である。台風が長崎県西方海上を通過するときには、暴風だけでなく、波に対しても十分な警戒が必要である。

(4) 暴風雪

本市の冬季においては、上空に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置により波浪や降雪、積雪、低温、凍結等の気象災害が予想される。特に積雪や道路の凍結による交通障害が予測され、除雪や凍結防止対策等が必要である。また施設園芸や露地栽培の農産物については、霜や低温による被害を防止するため、適切な育成管理が必要となってくる。

2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は木造家屋も多いため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

3 震 災

壱岐市における過去の地震災害をみると、今から300年前（1700年4月15日）、M7の大規模地震により家屋の崩壊など大きな被害を受けたとされている。

平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震（M7.0）が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。また長崎県地域防災計画震災対策編では、県内全域で震度6弱～6強の地震の発生が予測されており、さらに本市には活断層の存在も確認され、離島という自然条件から津波の危険性も高い。地震の予知は難しく、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど地震防災緊急事業五箇年計画と併せて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

4 要配慮者等への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者や身障者等の要配慮者、あるいは観光客について、要配慮者等に応じた安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

また、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する

とともに、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には、迅速に避難誘導を行えるよう体制を整備する。

5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

本節は、壱岐市並びに長崎県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・ 罹災証明書の交付・災害広報 ・ 避難勧告、指示 ・ 水防その他の応急措置 ・ 被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 消防活動及び浸水対策活動 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・ 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱 岐 市 消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・ 消防機材の整備充実と訓練の実施 ・ 災害時における人命救助対策 ・ 災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長 崎 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等県民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 災害広報 ・ 避難勧告、指示に関する事項 ・ 水防その他の応急措置 ・ 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 ・ 交通規制 ・ 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 ・ 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道382号、県道の維持管理、河川管理
壱 岐 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・ 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 長崎地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における主要食料の需給対策
長崎地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意報及び警報の発表時（災害時）における気象解説 ・ 災害発生時における気象観測資料の提供
壱 岐 海 上 保 安 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上災害時における人命救助と財産の保護活動

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第16普通科連隊	・災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等のほか通信の支援

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置
NTTフィールドテクノ 九州支店福岡営業所福岡 フィールドサービスセン ター宅内担当壱岐	・電信電話施設の保全と災害非常通話の調整
日本赤十字社長崎県支部 壱岐分区	・災害時における医療助産等の実施 ・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の 連絡調整の実施 ・義援金品等の募集及び配分
九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保
日本放送協会及び放送関 係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の 普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力
九州郵船(株) 壱岐・対馬フェリー(株)	・救助物資の緊急輸送
壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策
(一社)長崎県LPガス 協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧
壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護
壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱岐市農業協同組合	・被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、 農家生活資材の確保及びあっせん ・被災農家に対する資金の融資及びあっせん ・農作物の需給調整

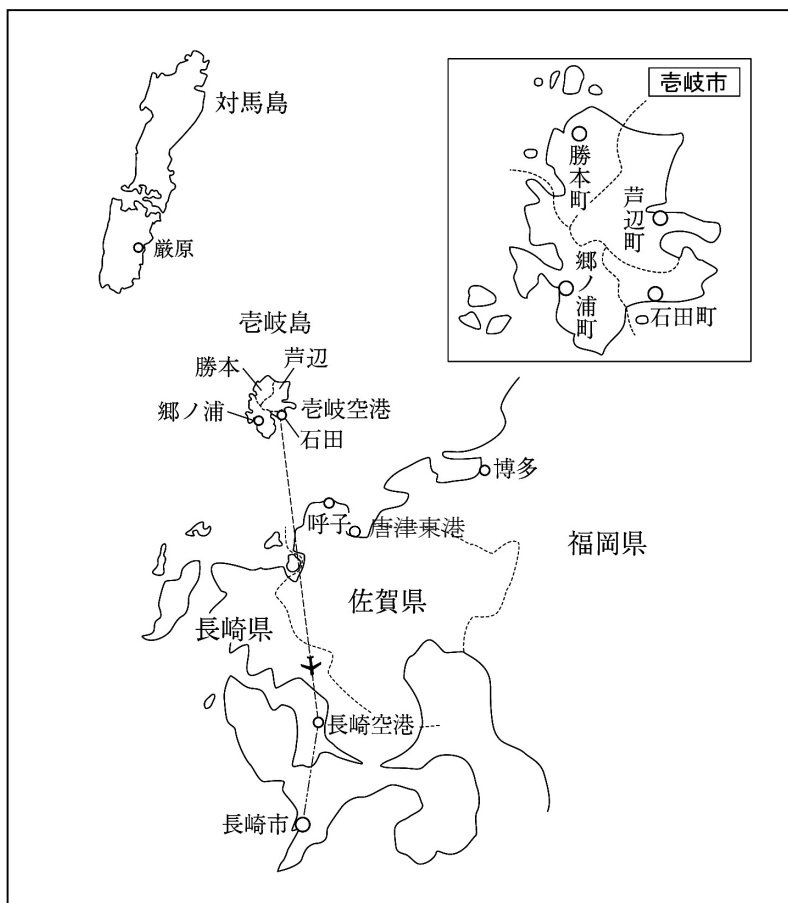
郷ノ浦町、勝本町、箱崎、 老岐東部、石田町漁業協 同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物並びに養殖施設等の被害調査及び応急対策の実施協力 ・被災組合員に対する事業費、資材の確保あつせん ・高波・高潮等対策及び情報の提供
老岐市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する衣料、食料のあつせん ・被災会員等に対する資金の融資あつせん
長崎県土地改良事業団体 連合会老岐支所	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及 び防災管理 ・農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
老岐市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・福祉救援ボランティア
病院等経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 ・災害時における収容患者の避難誘導 ・被災負傷者等の収容保護 ・災害時における医療、助産等の救護 ・近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 ・災害時における収容者の避難誘導
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の整備と防災管理 ・災害時における水の確保 ・被災施設の応急対策と災害復旧
その他公共的団体及び防 災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧

第4節 壱岐市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点にあり、博多港から北西に約67km、佐賀県唐津東港から北へ約42kmに位置する。北西約68kmには対馬を望み、対馬海峡東水道と壱岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積138.56km²である。



方位		位置		面積	周囲	
方位	経緯度	極地名	距離			
東	極東	129° 48' 06"	芦辺町八幡浦	約15km	138.56km ²	167.5km
	西	極西	129° 37' 30"			
南	極南	33° 42' 04"	郷ノ浦町海豚鼻	約17km		
	北	極北	33° 52' 04"			

土地利用の状況

区分	宅地	農用地	山林	その他	計
面積 (km ²)	6.56	39.00	48.77	44.23	138.56

2 自然的要因

(1) 地形・地質

苓岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は39.31km²、田の整備率は66.4%（平成30年度末現在）に達し、圃場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ苓岐全体に美しい砂浜が点在する。昭和43年7月22日、苓岐の一部が苓岐対馬国定公園に指定され、また、昭和53年6月16日辰の島、手長島、妻ヶ島の3か所が海中公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

苓岐市の地質を見ると、層序の明確でない第3紀層が賦存している。第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなるとともに含水量が多くなり、破壊し易くなる。主として賦存する玄武岩は第3紀層との接触箇所において、変質し、粘土化している場合がある。

(2) 気候

苓岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、苓岐市芦辺の平年の年平均気温は15.7℃と長崎市より1.5℃低い。年間降水量は約1,940mmで、長崎市とほぼ同じである。

梅雨の時期に降水量が最も多く、6月の月降水量は約300mmに達する。

夏は、8月の最高気温の平均が26.5℃と比較的しのぎやすい。

台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。

冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均
平均気温 (℃)	5.6	6.7	9.7	13.6	17.9	20.8	25.1	26.5	23.0	18.6	13.5	8.0	—	15.7
月間降水量 (mm)	62.0	87.2	120.3	160.8	128.2	293.1	259.6	283.7	197.0	136.7	109.8	105.0	1943.4	162.0

資料：芦辺地域気象観測所（2010～2019年の平均）

(3) 気象災害の特徴

ア 大雨による災害

大雨は梅雨前線の活発化に伴って降ることが多い。特に、梅雨前線が九州北部に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むときに、大雨となることが多い。九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ

6月5日ごろと7月19日ごろである。特に梅雨末期には大雨が降りやすい。

また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数、平年で1年当たり4.3個であり、6月～10月に多い。

苓岐市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量100mm以上の大雨は1年当たり2.3回降る。そのような大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり0.8回降っている。年降水量の平年値は1,943.4mmだが、その5.5分の1に相当する362mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120mmの雨が降った例もある。

なお、大雨は狭い範囲に集中して降ることが多いので注意が必要である。

大雨により土砂災害・洪水・浸水などの起きるおそれがある。

イ 強風・波浪による災害

台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。

また、台風接近時には波の高さが6mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。

なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。

ウ 高潮による災害

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海面が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼ぶ。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。

また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などの起きるおそれがある。

3 社会的要因

(1) 人口

苓岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成27年の国勢調査では27,103人となり、最多時から約52%まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率（65歳以上）の上昇を招き、平成22年国勢調査では31.8%であったのが、平成27年国勢調査では35.4%となり過疎化に一層の深刻度を増している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産業

産業別就業者数は第1次産業の割合が県平均に比べ、高くなっているのが特徴である。第2次、第3次産業では建設業、卸売・小売、飲食店、サービス業に従事している就業者が多い。

市の主な農産物は、米、葉たばこ、肉用牛で、メロン、イチゴ、アスパラガスなどの施設園芸などを取り入れた複合経営が主体となっている。

また壱岐は、「麦焼酎発祥の地」としても知られ、焼酎は市を代表する特産品となっており、ウニなど水産加工品などとともにPRの強化などを積極的に進め、地場産業の育成に力を注いでいる。

沿岸漁業を中心に行われている漁業は、イカやブリなどの釣漁業をはじめとして、定置網、採介藻、刺網、はえ縄漁業が営まれている。また、入江では真珠、タイ類等の養殖が行われている。

近年、市の主要水産物であるイカ類、ブリ類、ウニ類は減少傾向にあり、漁業を取り巻く環境は、資源の減少、魚価の低迷、漁業後継者の不足など依然として厳しい状況にある。

今後は、栽培漁業と資源管理型漁業のなお一層の推進と流通加工対策の強化や観光漁業の振興に努めるとともに、さらには不法操業、密漁取締対策の強化等を図ることが必要である。

一方、卸売業、小売業は、景気の低迷や消費者の流出などから商品販売額は減少傾向である。

壱岐・対馬国定公園にも指定されている本市は、豊かな自然によって作りだされた独特の名所が点在し、古墳や神社仏閣といった歴史遺産もある観光地である。観光客の受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

(3) 交通

本市の道路網は、一般国道382号が中心部から北と東へ走り、それを補完する主要地方道4路線、一般県道6路線と市道（1級・2級）179路線をはじめ、その他の市道も含め市内全域を網羅しており、住民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。しかし、道路改良率は本土に比べ低く、早急な整備が望まれている。

一方、本市の交通機関は、バス交通だけであるが、利用率は年々低下している。定期航路は、壱岐と博多、厳原を結ぶフェリーと高速船と、唐津を結ぶフェリーと、郷ノ浦港と付属島3島（大島・長島・原島）を結ぶ市営のフェリーが就航している。また、不定期航路では、郷ノ浦港（郷ノ浦地区）において、観光船対応埠頭（-7.5m）が整備されている。

空路については、壱岐一福岡路線が平成15年2月に廃止された。同空路については、島民の足を確保するとともに交流人口の拡大のためにも、路線の再開の取り組みが必要である。壱岐一長崎路線についても路線維持・拡充のために積極的な活用が合わせて必要である。

さらに、ますます進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する重要な問題となっている。

4 災害記録

本市の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

(1) 風水害

発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考
昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者5名）	
昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者3名・軽症者7名）	
平成9年10月14日	竜巻	死者1名	
平成11年6月29日	集中豪雨	死者1名（土砂災害・床上浸水）	24時間雨量257mm
平成21年7月24日	集中豪雨	死者1名（土砂災害）	24時間雨量313mm
平成29年6月29日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量424mm

(2) 火 災

年 別	火 災 種 別						損 害 額 (千円)					被 害 状 況														
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 棟 数				り 災 世 帯				損 傷 面 積		死 傷 者 数			
													計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ほ や	計	全 損	半 損	小 損	り 災 人 員	建 物 (㎡)	林 野 (a)	死 者	傷 者
平成21年	39	6	18	2	0	13	22,972	20,736	0	847	0	1,389	16	7	1	5	3	6	4	0	2	20	457	36	1	0
平成22年	30	12	11	1	1	5	12,662	10,695	47	10	1,910	0	14	4	2	5	3	9	4	0	5	24	347	9	1	3
平成23年	39	14	12	1	0	12	50,985	50,840	0	145	0	0	20	9	1	4	6	9	2	0	7	19	580	31	0	4
平成24年	21	4	4	0	0	13	40,721	40,721	0	0	0	0	6	3	2	1	0	3	2	1	0	8	468	34	1	2
平成25年	30	8	6	0	0	16	100,080	100,080	0	0	0	0	10	4	3	2	1	7	4	1	2	17	768	22	0	4
平成26年	27	8	4	0	0	15	16,959	16,927	0	30	0	2	14	5	0	5	4	5	3	0	2	9	462	8	1	2
平成27年	23	6	2	1	1	13	18,207	2,573	0	18	15,228	388	6	3	0	0	3	4	0	0	4	4	79	2	0	0
平成28年	20	4	4	0	1	11	10,816	9,385	0	0	1,423	8	4	1	2	0	1	6	1	4	1	11	266	2	0	2
平成29年	24	5	6	1	1	11	27,875	23,884	0	137	3,264	590	10	4	2	1	3	2	2	0	0	4	655	6	2	3
平成30年	36	7	8	0	1	20	562,715	5,298	49	0	557,337	31	10	2	0	4	4	6	1	0	5	17	26,129	4,365	2	1

資料：老岐消防署

(3) 地震

発生年月日	名称	規模 (M)	震度	被害中心地	被害概要
1700年4月15日		7		壱岐・対馬	人家破損
2005年3月20日	福岡県西方沖地震	7	5強	福岡市・壱岐市	負傷者2人 建物・港湾施設被害